

「各種事務事業の取扱い」

12 福祉・保健・医療分科会(介護認定を要しない高齢者福祉施策)

長岡市・与板町合併協議会

項番	事務事業コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
115	030306	はり・きゅう・マッサージ割引券の支給		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
116	030303	日常生活用具の給付・貸与		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
117	030302	福祉電話の貸与		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
118	030304	要介護老人家庭援助事業		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
119	030501	高齢者住宅等生活援助員派遣		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
120	030305	自立支援ホームヘルプサービス		合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
121	030313	養護老人ホーム短期入所事業	経過	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
122	030307	寝具乾燥サービス	経過	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
123	030310	生きがい対応型デイサービス		合併後に統一	新制度を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
124	030314	在宅介護支援センター事業		合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。なお、在宅介護支援センターの委託化については、第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において検討するものとする。
125	030308	緊急通報システム		当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
126	030318	配食サービス事業		当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
127	030607	養護老人ホーム（措置）		現行どおり	国の制度であり、調整不要。
128	030322	老人保護措置事業(やむを得ない事由による措置)		現行どおり	国の制度であり、調整不要。
133	030311-5	軽度生活援助事業	経過	合併後に廃止	廃止する。なお、廃止後は高齢者在宅支援施策の充実に努めるものとする。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
134	030321	訪問理美容サービス	経過	合併後に廃止	廃止する。なお、廃止後は高齢者在宅支援施策の充実に努めるものとする。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

115

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 3	高齢者福祉	0 3	介護・日常生活の援助	0 6	はり・きゅう・マッサージ割引券の支給
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
(1)目的 高齢者の健康の保持及び福祉の増進に寄与する。 (2)対象者 75歳以上で希望する人 (3)内容 はり・きゅう・マッサージ施術費の一部を助成 (1回 1,000円 年6回) (4)利用料 本人負担分 1回 1,500円 (5)事業費負担 市10/10		なし		なし		なし	
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし		なし		なし		調整方針案 長岡市の制度に統一する。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

116

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1	2 福祉・保健・医療	0	3 高齢者福祉	0	3 介護・日常生活の援助	0	3 日常生活用具の給付・貸与
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
<p>(1) 目的 おおむね65歳以上の寝たきり高齢者及びひとり暮らし高齢者等に対し、在宅福祉政策として介護保険の福祉用具の給付及び貸与品以外の品目について給付し、日常生活の充実と安全を確保するもの。</p> <p>(2) 対象及び給付内容 給付：自動消火器、電磁調理器 貸与：車いす (無料)</p> <p>(3) 費用負担 (給付品目のみ) 国の基準と同じ7階層に分けて 0円、0円、16,300円、28,400円、42,800円、52,400円、全額</p> <p>(4) 事業費負担 県2/3 市1/3</p>		<p>(1) 目的 要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者に対して給付することにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するもの。</p> <p>(2) 対象品目 給付：自動消火器、電磁調理器、火災警報機 貸与：老人用電話、パイプベッド、車いす、マットレス、エアーマット</p> <p>(3) 費用負担 同左</p> <p>(4) 事業費負担 県2/3 町1/3</p>		<p>(1) 目的 要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するもの。</p> <p>(2) 対象品目 給付：自動消火器、電磁調理器、火災警報機 貸与：老人用電話</p> <p>(3) 費用負担 同左</p> <p>(4) 事業費負担 県2/3 町1/3</p>		<p>(1) 目的 同左</p> <p>(2) 対象品目 同左</p> <p>(3) 費用負担 同左</p> <p>(4) 事業費負担 県2/3 町1/3</p>	
三島町		山古志村		小国町		課 題	
<p>(1) 目的 長期にわたって臥床している高齢者、ひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するもの。</p> <p>(2) 対象品目 給付：自動消火器、電磁調理器、火災警報機 貸与：老人用電話</p> <p>(3) 費用負担 同上</p> <p>(4) 事業費負担 県2/3 町1/3</p>		なし		<p>(1) 目的 介護保険制度の施行時の経過措置として、町の特殊寝台等日常生活用具の貸与を受けている方々には、継続して無料で貸与を実施。また、当分の間要介護・要支援の判定を受けた方の中で市町村民税非課税者については、町の物品を無償で貸与するもの。</p> <p>(2) 対象品目 貸与：特殊寝台 エア-バット 車いす マットレス</p> <p>(3) 費用負担 なし</p> <p>(4) 事業費負担 なし</p>		<p>調整方針案</p> <p>長岡市の制度に統一する。</p>	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

117

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業			
1	2 福祉・保健・医療	0	3 高齢者福祉	0	3 介護・日常生活の援助	0	2 福祉電話の貸与		
長岡市		中之島町		越路町		与板町			
<p>(1)目的 緊急通報装置を希望する電話がないひとり暮らし高齢者等に、電話加入権を貸与することにより日常生活の利便性を図る。</p> <p>(2)対象者 所得税非課税世帯の者で ひとり暮らし高齢者 寝たきり配偶者とのみ生計を共にしている高齢者</p> <p>(3)事業内容 電話加入権を貸与し、毎月の基本料金の他、1日1通話分(月額300円)を市が負担する。</p> <p>(4)事業負担 県2/3 市1/3</p>		<p>事務事業「日常生活用具の給付・貸与」の対象品目の中で老人用電話を貸与。</p>		<p>事務事業「日常生活用具の給付・貸与」の対象品目の中で老人用電話を貸与。</p>		<p>事務事業「日常生活用具の給付・貸与」の対象品目の中で老人用電話を貸与。</p>			
三島町		山古志村		小国町		課題			
<p>事務事業「日常生活用具の給付・貸与」の対象品目として老人用電話を貸与。</p>		なし		<p>(1)目的 ひとり暮らし高齢者等の安否の確認及び各種の相談を行うための電話を設置して、高齢者福祉の増進を図る。</p> <p>(2)対象者 おおむね65歳以上の所得税を課税されていないひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯のうち、下記のいずれかに該当する場合 常時ひとり暮らし高齢者で定期的に安否確認の必要な者 近隣に扶養義務者がおらず、他と交流がない者 高齢者世帯で1人が疾病、又は寝たきり高齢者世帯の者</p> <p>(3)事業内容 電話加入権、取付工事費の援助</p> <p>(4)事業負担 県2/3 町1/3</p>		<p>課題</p>		<p>調整方針案</p> <p>長岡市の制度に統一する。</p>	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

118

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 3	高齢者福祉	0 3	介護・日常生活の援助	0 4	要援護老人家庭援助事業
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
(1)目的 単身高齢者及び寝たきり・痴呆性高齢者に対し、介護保険法の対象外の用具を給付又は貸与を行うことにより、寝たきり高齢者等の福祉の増進と介護者の負担軽減を図る。 (2)対象者 概ね65歳以上の単身高齢者、寝たきり高齢者、痴呆性高齢者 (3)内容 給付種目：介助センサー、洗髪器、除臭器、ガス漏れ警報機 貸与種目：吸引器 (4)事業費負担 市10/10		なし		なし		なし	
三島町		山古志村		小国町		調整方針案	
なし		なし		なし		長岡市の制度に統一する。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

119

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 2 福祉・保健・医療	0 3 高齢者福祉	0 5 住宅	0 1	高齢者住宅等生活援助員派遣
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
<p>(1)目的 高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対して生活援助員を派遣して生活指導等サービスを提供することにより、自立した在宅生活を支援する</p> <p>(2)対象者 60歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯(夫婦の一方が60歳以上で可)又は60歳以上の高齢者のみの世帯で次のいずれにも該当する者 自炊は可能だが、身体機能の低下により独立した生活に不安がある者 住宅困窮度が高く家族による援助が困難な者</p> <p>(3)住居 稽古町団地県営住宅(高齢者世話付住宅) 20戸</p> <p>(4)費用負担 所得に応じ、0円から4,900円(月額)まで</p> <p>(5)事業費負担 県3/4 市1/4</p>	なし	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし		長岡市の制度に統一する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

120

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 3	高齢者福祉	0 3	介護・日常生活の援助	0 5	自立支援ホームヘルプサービス
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
<p>(1)目的 介護保険要介護認定で非該当(自立)者等で介護予防の援助を必要とする人にホームヘルパーを派遣し、在宅生活を支援する。</p> <p>(2)対象者 介護保険要介護認定で非該当(自立)者等で介護予防の援助を必要とする人</p> <p>(3)内容 ホームヘルパーが訪問し、家事援助、相談、助言を行う。</p> <p>(4)派遣回数 1回1時間30分未満で週2回派遣限度</p> <p>(5)利用者負担 30分以上1時間未満 208円(62円) 1時間以上1時間30分未満 291円(87円) ()内は低所得者の場合</p> <p>(6)事業費負担 県3/4 市1/4</p> <p>(7)長岡市ホームヘルプサービス事業運営要綱</p>		<p>(1)目的 介護保険法の適用を受けない要援護老人に対し、ホームヘルパーを派遣して適切な家事・介護等の日常生活の世話をを行い、これらの者が健全で安らかな生活を営めるよう援助する。</p> <p>(2)対象者 同左</p> <p>(3)内容 居室の清掃、調理等の家事援助</p> <p>(4)派遣回数 派遣対象者の身体状況、世帯の状況等による</p> <p>(5)利用者負担 1時間 208円 (介護保険制度の単価の1割に相当する額)</p> <p>(6)事業費負担 町10/10</p> <p>(7)中之島町ホームヘルプサービス事業運営要綱</p>		<p>(1)目的 高齢者が質の高い生活を営むことができるよう援助するとともに社会的孤立感の解消及びその家族の介護等による負担の軽減を図る。</p> <p>(2)対象者 介護保険制度の要介護認定を受けた結果、自立と判定された者 その他町長が認めた者</p> <p>(3)内容 身体の介護に関すること 家事に関すること 相談助言に関すること 外出時の付き添いに関すること</p> <p>(4)派遣回数 週2回を限度とする</p> <p>(5)利用者負担 同左</p> <p>(6)事業費負担 同左</p> <p>(7)越路町在宅介護サービス事業実施要綱</p>		なし	
三島町		山古志村		小国町		課題	
<p>(1)目的 要介護状態への進行防止。</p> <p>(2)対象者 65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯</p> <p>(3)内容 家事援助</p> <p>(4)派遣回数 派遣対象者の身体状況、世帯の状況等による</p> <p>(5)利用者負担 生計中心者の前年所得税額に応じ 1時間250円～900円</p> <p>(6)事業費負担 県3/4 町1/4</p> <p>(7)三島町ホームヘルプサービス事業運営要綱</p>		<p>(1)目的 介護状態の予防、悪化防止及び生活支援が必要な者に対しサービスを行い福祉の向上を図る。</p> <p>(2)対象者 65歳以上の要援護者</p> <p>(3)内容 日常生活の援助</p> <p>(4)派遣回数 要援護者 週1回 1時間</p> <p>(5)利用者負担 同上</p> <p>(6)事業費負担 村10/10</p> <p>(7)山古志村介護予防・生活支援事業実施要綱(生活支援事業)</p>		<p>(1)目的 介護状態の予防、悪化防止及び生活支援が必要な者に対して福祉事業を行う。</p> <p>(2)対象者 介護保険要介護認定の非該当者で介護予防の援助を必要とする人</p> <p>(3)内容 ホームヘルパーが訪問し、家事援助、相談、助言を行う。</p> <p>(4)派遣回数 1回1時間 週2回</p> <p>(5)利用者負担 介護予防事業 1時間 208円 (介護保険制度の単価の1割に相当する額) 生活支援事業 町長が認めた額</p> <p>(6)事業費負担 同上</p> <p>(7)小国町介護予防、生活支援事業実施要綱(介護予防事業・生活支援事業のうちの一部)</p>		長岡市の制度を基に統一する。	
						調整方針案	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

121

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業		
1 2	福祉・保健・医療	0 3	高齢者福祉	0 3	介護・日常生活の援助	1 3	養護老人ホーム短期入所事業	
長岡市		中之島町		越路町		与板町		
<p>(1)目的 身体上若しくは精神上の障害により、日常生活を営むに支障がある高齢者を一時的に養護老人ホームに入所させ、福祉の増進を図る。</p> <p>(2)対象者 市内に住所を有する65歳以上で、養護老人ホーム長期入所要件に該当する者</p> <p>(3)利用料 1日当たり 1,730円 生活保護世帯は無料</p> <p>(4)事業費負担 県3/4 市1/4</p>		なし		<p>(1)目的 社会適応が困難な高齢者に対して要介護状態の進行を予防するため短期間の宿泊により、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る。</p> <p>(2)対象者 基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど社会適応が困難な高齢者</p> <p>(3)利用料 1日当たり 1,730円 生活保護世帯は無料</p> <p>(4)事業費負担 県3/4 町1/4</p>		<p>(1)目的 社会適応が困難な老人に対して養護老人ホーム等に短期間入所させ、当該施設において日常生活上の指導及び支援等を行い、生活習慣等の改善及び体調の調整等を図る。</p> <p>(2)対象者 基本的な生活習慣が欠如している者又はこれに準ずる者</p> <p>(3)利用料 養護老人ホーム 1日当たり 1,730円 生保世帯は865円 老人保健施設 1日当たり 1,898円 食費・送迎は実費負担</p> <p>(4)事業費負担 県3/4 町1/4</p>		
三島町		山古志村		小国町		課題		
<p>(1)目的 社会適応が困難な高齢者に対して要介護状態の進行を予防するため短期間の宿泊により、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る。</p> <p>(2)対象者 基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど社会適応が困難な高齢者</p> <p>(3)利用料 1日当たり 1,730円 生活保護世帯は無料</p> <p>(4)事業費負担 県3/4 町1/4</p>		なし		なし		<p>・年間を通じた事業であるため、年度途中での統一は、事業の調整が困難である。</p>		
調整方針案								
<p>長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会：長岡市の制度を基に統一する。)</p>								

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

122

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業		
1 2	福祉・保健・医療	0 3	高齢者福祉	0 3	介護・日常生活の援助	0 7	寝具乾燥サービス	
長岡市		中之島町		越路町		与板町		
<p>(1)目的 寝具の丸洗いを行うことにより衛生面で清潔さを、生活面で快適さを保ち福祉の増進を図る。</p> <p>(2)対象者 75歳以上の在宅ひとり暮らしの方 65歳から74歳の在宅ひとり暮らしで見守りや手助けが必要な人 65歳以上の在宅寝たきり又は痴呆の方</p> <p>(3)内容 寝具1組(敷布団、掛布団)を洗濯、乾燥、消毒 年2回(9、10月と2、3月)</p> <p>(4)利用料 無料</p> <p>(5)事業費負担 県3/4 市1/4</p>		<p>(1)目的 寝たきり高齢者等の健康・維持と保健衛生のため、寝具の乾燥・消毒・丸洗い等を実施する。</p> <p>(2)対象者 在宅の虚弱老人及び寝たきり又は痴呆の方</p> <p>(3)内容 寝具1組(敷布団、掛布団、毛布)を洗濯、乾燥、消毒 年2回(6月、11月)</p> <p>(4)利用料 無料</p> <p>(5)事業費負担 県3/4 町1/4</p>		<p>(1)目的 寝たきりや1人暮らしの高齢者を対象に布団の乾燥消毒を行い、清潔で心地よい生活を確保するとともに、介護にあたる家族を支援する。</p> <p>(2)対象者 寝たきり老人介護福祉手当の受給者 75歳以上の単身高齢者</p> <p>(3)内容 寝具1組(敷布団、掛布団、毛布)を洗濯、乾燥、消毒 年2回(6月、11月)</p> <p>(4)利用料 無料</p> <p>(5)事業費負担 県3/4 町1/4</p>		<p>(1)目的 寝具の洗濯、乾燥及び消毒を必要とする高齢者等に対し、定期的に寝具の洗濯等実施することにより、対象者の清潔で心地よい生活の確保を図る。</p> <p>(2)対象者 在宅の概ね65歳以上の寝たきり又は痴呆の者 概ね75歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</p> <p>(3)内容 寝具1組(敷布団、掛布団、毛布)を洗濯、乾燥消毒 年2回(6月、11月)</p> <p>(4)利用料 無料</p> <p>(5)事業費負担 県3/4 町1/4</p>		
三島町		山古志村		小国町		課 題	調 整 方 針 案	
<p>(1)目的 寝具類を丸洗うことにより、清潔かつ快適な日常生活を送るため。</p> <p>(2)対象者 寝たきり者 おむつ利用者(高齢者、重度の身障者) 布団干し等不可能な者</p> <p>(3)内容 寝具1組(敷布団、掛布団、毛布)を洗濯、乾燥、消毒 年2回(7月、12月)</p> <p>(4)利用料 標準寝具一式は無料</p> <p>(5)事業費負担 県3/4 町1/4</p>		<p>(1)目的 介護状態の予防、悪化防止及び生活支援が必要な者に対して行う福祉事業であり、寝たきり老人等の寝具類の衛生管理を支援する。</p> <p>(2)対象者 在宅寝たきり老人及び75歳以上の老人世帯</p> <p>(3)内容 寝具1組(敷布団、掛布団、毛布)を洗濯、乾燥、消毒 年2回(6月、11月)</p> <p>(4)利用料 無料</p> <p>(5)事業費負担 県3/4 村1/4</p>		<p>(1)目的 在宅高齢者等の寝具類の衛生的な環境の維持。</p> <p>(2)対象者 65歳以上の単身高齢者、高齢者のみの世帯、これに準ずる高齢者並びに身障者、老衰、心身の障害及び疾病等の理由により寝具類等の衛生管理が困難な者</p> <p>(3)内容 寝具1組(敷、掛、毛布)布団の種類問わず 年2回(5月、10月)</p> <p>(4)利用料 無料</p> <p>(5)事業費負担 県3/4 町1/4</p>		<p>・年間を通した事業であるため、年度途中での統一は、事業の調整が困難である。</p>	<p>長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。 (長岡地域合併協議会：長岡市の制度を基に統一する。)</p>	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

123

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業		
1 2	福祉・保健・医療	0 3	高齢者福祉	0 3	介護・日常生活の援助	1 0	生きがい対応型デイサービス	
長岡市		中之島町		越路町		与板町		
<p>(1)目的 高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、要介護状態にならないための予防を図る。</p> <p>(2)対象者 おおむね60歳以上で、家に閉じこもりがちではあるが、日常生活は自立しており、独力で外出が可能で、下記のいずれかに該当する者 ひとり暮らしの者 高齢者のみ世帯の者 同居者はいるが日中は1人になる者 要介護及び要支援認定者以外の者</p> <p>(3)内容 公民館等を会場に、生活指導、日常動作訓練、趣味活動等の生きがい活動を行う。 おおむね 週1回程度 9時から3時頃まで</p> <p>(4)利用料 1日 200円 (昼食代等は別途必要)</p> <p>(5)事業費負担 市10/10</p>		<p>(1)目的 要介護高齢者の情緒の安定、孤独感の解消及び家族の負担の軽減を図るとともに、地域での支え合い向上を図る。</p> <p>(2)対象者 町内に住所を有するおおむね65歳以上であって身体の虚弱、介護の必要がある者、又はひとり暮らしの者</p> <p>(3)内容 生活指導 給食サービス レクリエーション</p> <p>(4)利用料 1日 460円 (昼食代)</p> <p>(5)事業費負担 町10/10</p>		<p>(1)目的 高齢者に対し地域社会への積極的参加の促進、自立生活の確保とともに、要介護状態にならないための予防を図る。</p> <p>(2)対象者 おおむね60歳以上のひとり暮らし高齢者等で家に閉じこもりがちなる者 その他、町長が特に必要と認めた者</p> <p>(3)内容 生活指導・健康チェック レクリエーション 給食サービス 送迎サービス</p> <p>(4)利用料 1日 500円 (昼食代・おやつ代)</p> <p>(5)事業費負担 町10/10</p>		<p>(1)目的 家に閉じこもりがちなる高齢者を対象に介護老人施設や地域の集会所を利用し、進退の状況に応じ各種サービスを提供し、社会的孤立感の解消及び自立した生活支援を行う。</p> <p>(2)対象者 概ね65歳以上の高齢者で家に閉じこもりがちなる人</p> <p>(3)内容 生活指導・養護・交流の場の提供 給食等のサービス 介護予防の支援</p> <p>(4)利用料 週1回 500円 (昼食・おやつ代) 月1回及び2回 100円 (おやつ代) 週1回 1,780円 (昼食代実費) 老健施設利用</p> <p>(5)事業費負担 町10/10</p>		
三島町		山古志村		小国町		課題		
<p>(1)目的 高齢者の生きがいと社会参加の促進を図るために、家に閉じこもりがちなる高齢者の社会的孤立感の解消、自立生活の助長、要介護状態にならないための予防を図る。</p> <p>(2)対象 おおむね65歳以上で、介護保険サービス利用はないが、軽度の痴呆や家に閉じこもりがちで、今後要介護状態に陥るおそれがあると思われる者</p> <p>(3)内容 月4回 送迎あり。 転倒・骨折予防、軽度の体操 レクリエーション 団らん、語らい 健康チェック 健康講話</p> <p>(4)利用料 1日 500円</p> <p>(5)事業費負担 町10/10</p>		<p>(1)目的 高齢者の閉じこもり、寝たきり痴呆等を予防し健康維持向上を図り、地域社会への参加や自立生活の促進を図る。</p> <p>(2)対象者 65歳以上の高齢者</p> <p>(3)内容 地域福祉センター(週1回) 介護保険デイサービスに準じた内容 各地区13会場 (月1回) 話し合い・ゲーム・食事会等</p> <p>(4)利用料 地域福祉センター 1日 1,400円 各地区13会場 1日 100円</p> <p>(5)事業費負担 村10/10</p>		なし		調整方針案		
						新制度を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。		

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

124

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 3	高齢者福祉	0 3	介護・日常生活の援助	1 4	在宅介護支援センター事業
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
(1)目的 在宅介護支援の相談、サービス紹介、介護支援サービスの啓蒙普及、関係機関との連携、調整 (2)対象者 おおむね65歳以上の要介護高齢者及び要介護となる恐れのある高齢者、その家族等 (3)内容 福祉サービスの申請代行 各サービスの相談、介護機器の紹介、助言 介護支援専門員の支援、情報提供 (4)箇所数 基幹型 1か所 地域型 16か所 (5)直営・委託について 基幹型 市社会福祉協議会に委託 地域型 社会福祉法人・医療法人に委託 (6)委託額の算定方法 国の補助基準額に準拠。 介護予防・実態把握等の加算を含む (7)利用料 無料 (8)事業費負担 県3/4 市1/4		(1)目的 同左 (2)対象者 同左 (3)内容 同左 (4)箇所数 地域型 1か所 (5)直営・委託について 社会福祉協議会に委託 (6)委託額の算定方法 同左 (7)利用料 同左 (8)事業費負担 同左		(1)目的 同左 (2)対象者 同左 (3)内容 同左 (4)箇所数 同左 (5)直営・委託について 社会福祉法人に委託 (6)委託額の算定方法 同左 (7)利用料 同左 (8)事業費負担 同左			
三島町		山古志村		小国町		課題	
(1)目的 同上 (2)対象者 同上 (3)内容 同上 (4)箇所数 地域型 1か所 (5)直営・委託について 社会福祉法人に委託 (6)委託額の算定方法 同上 (7)利用料 無料 (8)事業費負担 県3/4 町1/4		(1)目的 同左 (2)対象者 同左 (3)内容 同左 (4)箇所数 基幹型(小規模)+地域型 1か所 (5)直営・委託について 村直営 (6)委託額の算定方法 同左 (7)利用料 同左 (8)事業費負担 同左		(1)目的 同左 (2)対象者 同左 (3)内容 同左 (4)箇所数 基幹型(小規模) 1か所 (5)直営・委託について 町直営 (6)委託額の算定方法 同左 (7)利用料 同左 (8)事業費負担 同左		長岡市の制度を基に統一する。なお、在宅介護支援センターの委託化については、第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において検討するものとする。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

125

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業		
1 2	福祉・保健・医療	0 3	高齢者福祉	0 3	介護・日常生活の援助	0 8	緊急通報システム	
長岡市		中之島町		越路町		与板町		
<p>(1)目的 65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対して、緊急事態発生時に非常ボタンを押すことにより消防署に緊急通報を入れ、日常生活の安全対策を図る。</p> <p>(2)対象者 ・65歳以上のひとり暮らし高齢者 ・65歳以上の高齢者世帯のうち、一方が寝たきり高齢者である世帯</p> <p>(3)内容 緊急通報装置の貸与若しくは給付</p> <p>(4)通報先 長岡市消防署(直通)</p> <p>(5)利用料 0円から最高全額68,376円(所得税額における応能制) *国の基準どおり</p> <p>(6)事業費負担 県3/4 市1/4</p> <p>(7)機種 NTT仕様 SL-5~8</p>		<p>(1)目的 ひとり暮らしの高齢者及び身体障害者等に貸与の緊急通報装置の貸与に迅速かつ適切な対応を図り、その福祉の増進に資する。</p> <p>(2)対象者 ・65歳以上のひとり暮らし高齢者 ・高齢者のみの世帯。 ・ひとり暮らしの重度身体障害者等。 ・上記に準ずると町長が認めた者。</p> <p>(3)内容 ペンダント型無線発報器等の貸与 緊急連絡先への通報、警備保障会社職員の現場への急行。</p> <p>(4)通報先 セコム受信センター</p> <p>(5)利用料 無料</p> <p>(6)事業費負担 県3/4 町1/4</p>		<p>(1)目的 ひとり暮らし高齢者の家庭生活の安全を確保するため緊急時の通報システムを設置する。</p> <p>(2)対象者 ・おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者 ・高齢者のみ世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者 ・身体障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する身体障害者</p> <p>(3)内容 ペンダント型無線発報器等の貸与 緊急連絡先への通報、警備保障会社職員の現場への急行。</p> <p>(4)通報先 セコム受信センター</p> <p>(5)利用料 無料</p> <p>(6)事業費負担 県3/4 町1/4</p>		<p>(1)目的 ひとり暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため装置を設置する。</p> <p>(2)対象者 ・概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者 ・高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者 ・身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する身体障害者</p> <p>(3)内容 ペンダント型無線発報器等の貸与 緊急連絡先への通報、警備保障会社職員の現場への急行。</p> <p>(4)通報先 セコム受信センター</p> <p>(5)利用料 無料</p> <p>(6)事業費負担 県3/4 町1/4</p>		
三島町		山古志村		小国町		課題		
<p>(1)目的 ひとり暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切な対応を図り、福祉の増進に資する。</p> <p>(2)対象者 ・おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者 ・高齢者のみの世帯</p> <p>(3)内容 ペンダント型無線発報器等の貸与 緊急通報協力員等への連絡と援護活動</p> <p>(4)通報先 セコム受信センター</p> <p>(5)利用料 無料</p> <p>(6)事業費負担 県3/4 町1/4</p>		<p>(1)目的 ひとり暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切な対応を図り、福祉の増進に資する。</p> <p>(2)対象者 ・65歳以上のひとり暮らし高齢者</p> <p>(3)内容 ペンダント型無線発報器等の貸与 警備保障会社に自動通報</p> <p>(4)通報先 セコム受信センター</p> <p>(5)利用料 無料</p> <p>(6)事業費負担 県3/4 町1/4</p>		<p>(1)目的 ひとり暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため。</p> <p>(2)対象者 ・在宅たきり高齢者で介護器具を必要とする者 ・在宅重度心身障害者で介護器具を必要とする者</p> <p>(3)内容 ペンダント型無線発報器等の貸与 緊急連絡先への通報、警備保障会社職員の現場への急行。</p> <p>(4)通報先 セコム受信センター</p> <p>(5)利用料 無料</p> <p>(6)事業費負担 県3/4 町1/4</p>		調整方針案		
<p>当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。</p>								

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

126

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 3	高齢者福祉	0 3	介護・日常生活の援助	1 8	配食サービス事業
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
なし		なし		<p>(1)目的 調理が困難な高齢者に対して、定期的に居宅に訪問し、栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行う。</p> <p>(2)対象者 おおむね65歳以上の単身高齢者、高齢者のみ世帯、及びこれに準ずる世帯に属する高齢者で調理が困難な者。</p> <p>(3)内容 町の委託を受けた業者が昼食を作り、対象者宅に配達するとともに安否確認を行う。</p> <p>(4)利用料 一食あたり360円</p> <p>(5)事業費負担 県3/4 町1/4</p>		<p>(1)目的 調理が困難な高齢者に対して、定期的に居宅に訪問し、栄養バランスの取れた食事を提供すると共に当該利用者の安否確認を行う。</p> <p>(2)対象者 ひとり生活する概ね75歳以上の者 高齢者のみの世帯で生活する概ね80歳以上の者 食事を作ることが困難であると認められる者</p> <p>(3)内容 社会福祉協議会に委託。ボランティアにより昼食作りを行い、対象者の家に配達する。</p> <p>(4)利用料 配食サービス 一食あたり250円(週1回) まごころ弁当 一食あたり350円(週4回)</p> <p>(5)事業費負担 県3/4 町1/4</p>	
三島町		山古志村		小国町		課 題	
<p>(1)目的 調理が困難な高齢者に対して、定期的に居宅に訪問し、栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行う。</p> <p>(2)対象者 おおむね65歳以上の単身高齢者、高齢者のみ世帯、及びこれに準ずる世帯に属する高齢者で調理が困難な者。</p> <p>(3)内容 町の委託を受けた業者が夕食を作り、対象者宅に配達するとともに安否確認を行う。</p> <p>(4)利用料 一食あたり300円</p> <p>(5)事業費負担 県3/4 町1/4</p>		<p>(1)目的 調理が困難な高齢者に対して、定期的に居宅に訪問し、栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行う。</p> <p>(2)対象者 おおむね65歳以上の単身高齢者、高齢者のみ世帯、及びこれに準ずる世帯に属する高齢者で調理が困難な者。</p> <p>(3)内容 社会福祉協議会に委託。ボランティアにより昼食作りを行い、対象者の家庭に配達する。</p> <p>(4)利用料 一食あたり300円</p> <p>(5)事業費負担 県3/4 村1/4</p>		<p>(1)目的 調理が困難な要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者に対し、定期的に食事を提供することにより、健康の保持及び利用者の安否確認を行い、在宅での生活を支援することを目的とする。</p> <p>(2)対象者 おおむね65歳以上の単身高齢者、高齢者のみ世帯、及びこれに準ずる世帯に属する高齢者等で調理が困難な者、食事の提供が受けられない者。</p> <p>(3)内容 町の委託を受けた小国町社会福祉協議会が昼食を作り、対象者宅に配達するとともに安否確認を行う。</p> <p>(4)利用料 一食あたり200円</p> <p>(5)事業費負担 県3/4 町1/4</p>		<p>当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。</p>	
調整方針案		調整方針案		調整方針案		調整方針案	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

127

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
1 2 福祉・保健・医療	0 3 高齢者福祉	0 6 その他	0 7 養護老人ホーム(措置)
長岡市	中之島町	越路町	与板町
(1) 入所者数(定員) 寺泊老人ホーム 72人 (150人) 小千谷老人ホーム 2人 (50人) 胎内やすらぎの家 5人 (80人) 第一光が丘ハウス 1人 (50人) (2) 構成市町村(入所状況の番号に対応) 長岡、栃尾、山古志、三島郡(越路、三島、与板、和島、出雲崎、寺泊)による一部事務組合 小千谷市 (社福)愛光会(黒川村) (社福)光道園(福井県) (3) 待機状況 33人 判定済:24人 要判定:9人	(1) 入所者数(定員) 県中央(三条市) 5人 (100人) きりん荘(鹿瀬町) 1人 (65人) (2) 構成市町村(入所状況の番号に対応) 中之島、燕、三条、加茂、南蒲原郡(4町村) 西蒲原郡(11町村) 東蒲原郡(昭和54年入所、新規受入なし) (3) 待機状況 2人	(1) 入所者数(定員) 寺泊老人ホーム 9人 (150人) 胎内やすらぎの家 1人 (80人) (2) 構成市町村(入所状況の番号に対応) 長岡、栃尾、山古志、三島郡(越路、三島、与板、和島、出雲崎、寺泊)による一部事務組合 (社福)愛光会(黒川村) (3) 待機状況 3人	(1) 入所者数(定員) 寺泊老人ホーム 10人(150人) (2) 構成市町村(入所状況の番号に対応) 長岡、栃尾、山古志、三島郡(越路、三島、与板、和島、出雲崎、寺泊)による一部事務組合 (3) 待機状況 1人
三島町	山古志村	小国町	課 題
(1) 入所者数(定員) 寺泊老人ホーム 5人 (150人) (2) 構成市町村(入所状況の番号に対応) 長岡、栃尾、山古志、三島郡(越路、三島、与板、和島、出雲崎、寺泊)による一部事務組合 (3) 待機状況 5名	(1) 入所者数(定員) 寺泊老人ホーム 6人 (150人) (2) 構成市町村(入所状況の番号に対応) 長岡、栃尾、山古志、三島郡(越路、三島、与板、和島、出雲崎、寺泊)による一部事務組合 (3) 待機状況 なし	(1) 入所者数(定員) 御山荘 6人 (80人) 胎内やすらぎの家 2人 (80人) (2) 構成市町村(入所状況の番号に対応) 柏崎広域事務組合(柏崎、高柳、西山、小国、刈羽) (社福)愛光会(黒川村) (3) 待機状況 7名	国の制度であり、調整不要。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

128

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 2 福祉・保健・医療	0 3 高齢者福祉	0 3 介護・日常生活の援助	2 2 老人保護措置事業(やむを得ない事由による措置)	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
(1)目的 やむを得ない事由により介護保険給付を利用することが著しく困難な場合、職権を持って介護サービスの提供に結びつけるもの。 (2)対象者 ・本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合 ・痴呆その他の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がない場合。 (3)事業費負担 国1/2 市1/2	長岡市に同じ 該当者なし	長岡市に同じ 該当者なし	長岡市に同じ 該当者なし	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
長岡市に同じ 該当者なし	長岡市に同じ 該当者なし	長岡市に同じ 該当者なし		国の制度であり、調整不要。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

133

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 3	高齢者福祉	0 3	介護・日常生活の援助	1 1 - 5	軽度生活援助事業
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
なし		なし		なし		(1)目的 在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を図るため、軽易な日常生活の援助を行う。 (2)対象者 ・ひとり生活する者 ・高齢者等のみが居住する世帯で生活する者 (3)内容 ・食材の買い物 ・家屋内の整理・整頓等の軽易な日常生活上の援助 (4)事業費負担 県3/4 町1/4 (5)与板町介護予防・生活支援に関する条例	
三島町		山古志村		小国町		課 題	
(1)目的 在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止するもの。 (2)対象者 概ね65歳以上の単身高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者で、日常生活の援助が必要なもの。 (3)内容 散歩の付き添いなど外出時の援助 宅配の手配や買い物など食事、食材の確保 家屋内の整理・整頓 その他在宅のひとり暮らし高齢者等の生活支援に資する軽易な日常生活上の援助 (4)事業費負担 県3/4 町1/4 (5)三島町軽度生活援助事業実施要綱		なし		(1)目的 在宅の高齢者等が住み慣れた地域で自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止するもの。 (2)対象者 在宅要介護者 在宅要支援者 在宅要援護者 (3)内容 散歩の付き添いなど外出時の援助 宅配の手配や買い物など食事、食材の確保 寝具類等大物の洗濯、日干し、クリーニングの洗濯物搬出入 庭、生垣、庭木等を含む家周りの手入れ 家屋の軽微な修繕、電気修理等の軽微な修繕 家屋内の整理、整頓 朗読、代筆等の多少目が不自由な方に対する援助 自然災害への防備等 健康管理、栄養管理及び日常生活に関する助言等 その他 (4)事業費負担 県3/4 町1/4 (5)小国町在宅高齢者等日常生活支援事業実施要綱		廃止する。なお、廃止後は高齢者在宅支援施策の充実に努めるものとする。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。 (長岡地域合併協議会：廃止する。なお、廃止後は高齢者在宅支援施策の充実に努めるものとする。)	
						調整方針案	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

134

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 3	高齢者福祉	0 3	介護・日常生活の援助	2 1	訪問理美容サービス
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
なし		なし		<p>(1)目的 老衰、心身の障害及び傷病等の理由により理髪店や美容院の利用が困難である高齢者等に対して、居家でサービスが受けられるようにすることにより、在宅福祉の向上に寄与する。(社会福祉協議会に対する補助事業として実施)</p> <p>(2)対象者 特別障害者手当受給者、療育手帳A所持者、町の介護手当受給者で理美容店に出向くことが困難な者。</p> <p>(3)内容 対象者に年4回分の利用券を交付 1回1,500円</p> <p>(4)利用者負担 出張料は無料。ただし、理髪料等は個人負担</p> <p>(5)事業費負担 町10/10</p>		<p>(1)目的 老衰、心身の障害及び傷病等の理由により理髪店や美容院の利用が困難である高齢者に対して、居家で手軽にサービスが受けられるようにすることにより、在宅福祉の向上に寄与する。</p> <p>(2)対象者 概ね65歳以上単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者であって理美容店に出向くことが困難な者。</p> <p>(3)内容 対象者に年6回分の利用券を交付 1回1,000円</p> <p>(4)利用者負担 出張料は無料。ただし、理髪料は個人負担</p> <p>(5)事業費負担 県3/4 町1/4</p>	
三島町		山古志村		小国町		課題	
<p>(1)目的 老衰、心身の障害及び傷病等の理由により理髪店や美容院に出向くことが困難である高齢者等に対して、居家で手軽にこれらのサービスが受けられるようにすることにより、在宅福祉の向上に寄与する。</p> <p>(2)対象者 概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により一般の理美容サービスを利用することが困難な者。</p> <p>(3)内容 理美容業者と町との委託契約(平成15年から訪問理美容サービスに係る出張料相当の助成)年6回まで利用券を交付 1回1,500円 実績 13人</p> <p>(4)利用者負担 出張料は無料。ただし、理髪料等は個人負担</p> <p>(5)事業費負担 県3/4 町1/4</p>		なし		<p>(1)目的 老衰、心身の障害及び傷病等の理由により理髪店や美容院の利用が困難である高齢者等に対して、居家でサービスが受けられるようにすることにより、在宅福祉の向上に寄与する。</p> <p>(2)対象者 在宅要介護者、在宅支援者及び在宅要援護者で理美容店に出向くことが困難な者。</p> <p>(3)内容 ・対象者に年4回分の利用券を交付 1回2,000円 ・委託契約先の理美容業者に、利用者分を町が支払うもの</p> <p>(4)利用者負担 出張料は無料。ただし、理髪料等は個人負担</p> <p>(5)事業費負担 県3/4 町1/4</p>		<p>廃止する。なお、廃止後は高齢者在宅支援施策の充実に努めるものとする。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会：廃止する。なお、廃止後は高齢者在宅支援施策の充実に努めるものとする。)</p>	
						調整方針案	